

## 巻頭のことば

舟田正之先生は、一九七二年一月に専任講師として着任されて以来、四〇年間の長きにわたり、立教大学法学部において、教育、研究に携わってこられました。このたび、二〇一二年三月末日をもって、定年により退職されることになりました。先生の研究業績は、独占禁止法を中心としつつ、電気通信事業法、放送法、電気事業法などの個別の経済規制法も含め、通常イメージされる経済法学の領域をはるかに超える広がりとお行きをもっています。一連のご研究の理論的基礎となる原点は、一九七五年から一九七七年にわたって『國家學會雜誌』に公表された「ドイツ『経済制度』理論史」に求められます。この研究の中で、社会を構成する諸組織における支配と自由の関係という問題意識から出発し、国家制度と明確に区別される「経済制度」を構想したオルドー自由主義の思想に強く影響を受けて、経済権力の抑制及び各経済主体の実質的な「取引の自由」を保護法益とする経済法理論を提唱されました。舟田学説は、社会厚生上の帰結に照らして違法性を判断する近年の経済法学の主流的立場から見れば少数説と位置づけられますが、独占禁止法の体系的理解において、今なお欠くべからざる重要な視点を提供するものです。とくに「流通系列化と独禁法上の規制」（一九八〇年）や、その後公表された不公正な取引方法に関する一連のご研究は、当時の不公正な取引方法の一般指定の改定作業や、その後の解釈に多大な影響を与えました。その他、数次にわたる法改正やガイドライン策定にかかる議論においても中心的な役割を果たし続け、独占禁止法の発展に大きく寄与されました。根岸哲教授との共著書『独占禁止法概説』は、二〇〇〇年に刊行されて以来、何度目版を重ね（現在は第四版）、もつとも信頼できる体系書の一つとして非常に高い評価を確立しています。

公益事業規制法に関しても、電気通信分野を具体的素材としつつ、公益事業に関する規制の総体を「法制度」ととらえて再構成する「公共企業」概念についての論考「公共企業に関する法制度論序説」（一九八七年）を公表さ

れ、後に『情報通信と法制度』（一九九五年）でさらなる展開をなされました。このような理論研究を意欲的に構想・発展させる一方で、一九八五年から今日に至るまで、電気通信審議会の各種委員の任にあたられ、電電公社の民営化とその後の電気通信分野の自由化の制度設計においても主導的な役割を果たされました。

また、通信・放送の融合が進展し、放送法分野にかかる既存の法秩序が大きく揺らぐ中で、放送法分野にも研究領域をひろげられ、やはり「法制度」という観点から、「融合」現象の制度的な意味づけ、「放送の公共性」と競争秩序の関係、「表現の自由」とマスメディア集中規制といった重要テーマについて、次々にご論考を発表されました。これら研究成果は、加筆・修正の上、『放送制度と競争秩序』（二〇一一年）にとりまとめられています。

このように、舟田先生は、広範な分野にわたる数多くの研究業績とともに、長きにわたって経済法学の第一人者であり続け、わが国の法学界及び実務界に多大な貢献を重ねてこられました。この間、一九八四年から今日に至るまで日本経済法学会理事の任にあり、うち一九九九年から二〇〇五年までは常務理事を、二〇〇五年から二〇一一年までは理事長の要職をお務めになりました。

また、先生はたいへん誠実かつ気さくなお人柄で、教育にも大変熱心に取り組まれ、学部・大学院における教育の発展にも多大な貢献をされました。舟田ゼミの卒業生は各界で大活躍するとともに、毎年のように、先生を囲む会合が開かれるとのこと。これも先生の温かいお人柄によるものと拝察いたします。

このたび、舟田先生がご退職されるにあたり、立教大学法学部に対するこれまでの御貢献に感謝し、先生の変わらぬご活躍と今後のご健康を祈念して、『立教法学』舟田正之先生退職記念号を編纂し、献呈させていただきます。

二〇一二年四月

立教法学会会長 佐々木 卓也